**令和４年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価票**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価S～C | 評価S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか・障がい者のスポーツ及び文化芸術（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援する（２）指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているかまた、関係法令を遵守しているか①　第三者への委託は適切に行われているか②　年間事業計画書等を適切に提出しているか③　事業報告書等を適切に提出しているか④　指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか⑤　府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか⑥　個人情報の取扱い⑦　情報公開への対応⑧　公正採用への対応⑨　人権研修の実施⑩　障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑪　大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則⑫　労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令⑬　その他関係法規、通知、要領等⑭　本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 | （１）大阪府社会福祉施設設置条例や身体障害者福祉法を遵守した運営を実施した。障がい者スポーツ拠点施設の稲スポーツセンターとして、特性を活かして障がい者への貸館にかかわる減免や合理的な配慮、障がい者利用の安全性を確保し、障がい者の利用環境を整備した。上級、中級、初級障害者スポーツ指導員の有資格者を含め、障がい者スポーツ指導に経験豊富な専任指導員を配置し、障がい者が安心して来館できる拠点施設として、スポーツ等に参加できる環境・専門性を整えた。また、専門性を活用して支援学校、府主催事業、大阪府障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に指導員を配置するとともに、全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会・大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修を稲スポーツセンターで実施した。府立障がい者交流促進センターと連携し、支援学校のスポーツ指導や教員研修などの共催事業を実施するとともに、国際障害者交流センタービッグ・アイで開催された『共に生きる障がい者展支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪』に稲スポーツセンターの教室受講者が出場した。※コロナ対策スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」また、「FIAフィットネス施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」に基づき運営するとともに、大阪コロナ追跡システムを推進した。基本対策検　温： 玄関に非接触型サーモチェッカーを2台設置。サーモチェッカーが使いにくい方には、スタッフが非接触型体温計で検温している。手洗い： 手洗い啓発のポスターを掲示及び声掛け。トイレ・更衣室にある各洗面台には、薬用泡せっけんとペーパータオルを設置している。　 また、自動アルコールディスペンサー3台を入り口に設置し、手指消毒の徹底を呼び掛けている。消　毒： 手や人と接する箇所の消毒を実施。受付では、ボールペン・バインダー等の返却がある都度、ロッカーキーの返却時に使用ロッカー本体とキーを消毒している。 その他使用物品では、卓球台・バスケットボール・ピン球など可能な物品はすべて消毒している。マスク： 来館者全員にマスク着用をお願いし、忘れた方には施設よりマスクを提供している。トレーニング室は、運動中もマスクの着用を、体育館は任意になるが、原則着用をお願いしている。換　気： 各室に二酸化炭素濃度測定器を設置し、モニタリングを実施するとともに、施設すべての窓・扉を開け、換気量を十分に確保している。冷暖房効果が下がるため、夏季冬季は空調機をフル運転している。　 3密になりやすい更衣室では、サーキュレータを各3台設置し、空気の流れをつくり、換気するとともに、定員6名で3密回避を図っている。その他、府からの指示・情報提供や業種別ガイドラインに則り、感染拡大防止策を徹底している。事業開催　定員を半数にしての開催だが、可能な限り開催数を増やし、ひとりでも多くの方に参加いただけるように努めた。　　事業開催回数　　当初計画（4～3月） 　508回　　　　　　　　　修正計画（4～3月）　　643回（予定）＜ スポーツ ＞ ・卓球スキルアップ練習会　　　　 ・フライングディスクディスタンス練習会 ・ショートテニス練習会 ・卓球ステップアップ練習会 ・卓球練習会 ・バドミントン練習会 ・フライングディスク練習会 ・エアロビクスサークル ・卓球サークル ・バスケットボールサークル ・ビームライフル射撃サークル　 ・稲卓球クラブ ・チャレンジスポーツ ・スポーツ教室 ・ダンスレッスン ・キッズクラブ ・サマーキッズ ・ジュニアスポーツ ・エンジョイスポーツ ・健康体操 ・エンジョイダンス ＜ 文 化 ＞ ・親子音楽あそび ・音楽クラブ ・音楽レクリエーション ・手作りおやつ教室 ・書き方教室 ・和太鼓教室 ・メイクサービス体験（※本年度より実施） ・笑いヨガ・ジャンベクラブ ・インテリアガーデニング ・クラフト教室 ・映画観賞会＜大会・イベント＞・ふれあいコンサート（7/18）　参加68名（※本年度より実施）　　着ぐるみバンドの「音タネ一座」を招いて開催。・あいあいプラザ祭り（10/23：中止）　　あいあいプラザ内施設で協議の結果中止※「パラスポーツ体験＆ファミリー開放」「卓球マシン開放」を代替イベントとして開催した。・レクリエーション大会（11/3）　参加54名・稲スポーツセンター杯卓球大会（11/23）　参加44名（※本年度より実施）卓球協会と協議の上、競技の部を午前に、エンジョイの部を午後に開催し、完全入れ替え制で実施。体育館の滞在人数を半減させ、密にならず安心して参加できる体制を整えた。・クリスマスコンサート（12/18）　参加56名弦楽四重奏とキーボードによる「くぃんてっと♡♡♡♡♡」を招いてクリスマスソングを中心に本格的な演奏で好評であった。・活動展（3/12）（２）1. 第三者への委託については、「第三者に委託等を行う業務について（申請）」のとおり、募集要項、府の基準、条例などに基づき適正に実施している。

② 府への年間事業計画書の提出は、必要に応じ適切に実施している。③ 府への事業報告書の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施している。④ 府への管理状況の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施している。⑤ 府から管理運営について実地検査及び協議を求められた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求められた場合は、適切に対応している。⑥ 「大阪府個人情報保護条例」及び「当法人個人情報保護規程」に基づき適正に運用している。⑦ 「当法人情報保護規定」に基づき適正に管理している。⑧ 「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、大阪府労働局の「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。⑨ 年2回の研修を計画しており第1回目は5/9に実施し第2回目は2/13の予定。⑩ 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。　　⑪ 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。⑫ 労働関係法令他その関係法令、要項、協定、府の指示などを遵守し、適切に運用している。　　⑬ その他関係法規、通知、要領等を遵守し、適切に運用している。⑭ 府との事前協議による合意事項はすべてその内容を遵守して運用し、その他の府の指示等にもすべてしたがっている。 | A | （１）　利用者本位の考えのもと、障がい者スポーツ拠点施設として障がいのある方々にスポーツ及び文化・レクリエーションを提供し、社会参加の促進を図っている。　上級障がい者スポーツ指導員、中級障がい者スポーツ指導員、初級障がい者スポーツ指導員、専門指導員を配置し、拠点施設としてスポーツ等に参加できる環境・専門性を整えている。　専門性を活用し支援学校、府主催事業、学校や地域に指導員派遣など連携事業や大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修等を実施している。多種多様なスポーツ・文化事業を開催している。新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされた事業や規模を縮小して開催した事業もあるが、代替事業の実施や開催数を増やすなど工夫しながら実施している。以上のことから、概ね施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営していると判断される。　（２）①　第三者への委託は募集要項や条例等に基づき適切に実施されている。②　年間事業報告書等を適切に提出している。③　事業報告を適切に実施している。④　指定期間中の管理状況（経理状況）を定期的に府に報告している。⑤　府から管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は、適切に対応している。⑥　個人情報の取扱いについては関連法令等に基づき適切に適正に対応している。⑦　情報公開への対応については「情報公開規定」に基づき適正に対応している。⑧　公正採用への対応については「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。⑨　人権研修の実施については適切に実施している。⑩～⑬ 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。⑭　本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力している。　以上のことから、概ね指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っており、また、関係法令を遵守していると判断される。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか①　休館日・開館時間②　館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間1. 休日の変更
2. 障がい者の利用等に際しての合理的配慮

（２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか①　貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明②　予約申込み受付業務③　申請受付利用承認業務④　施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備⑤　諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等⑥　稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止 | （１）① 休館日・開館時間・休館日　　ア　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日（その日が休日にあたるときは、その翌日。以下、この項において「定休日という。）　　イ　休日（1月1日を除く）の翌日※　　　　※その日が休日の場合　→　当該休日の次の日　　　　　その日が定休日の場合　→　定休日の次の日　　ウ　12月29日から翌年の1月3日の日1. 体育館　　　　　　 午前10時から午後8時まで

　　トレーニング室　　 午前10時から午後8時まで　　 会議室・多目的室　 午前9時30分から午後8時30分まで1. 暴風警報に伴う臨時休館　　9/19施設故障に伴う臨時休館　　7/21（あいあいプラザ受水槽減水）
2. ホームページの全ページルビ及び読み上げ対応を作業中館内掲示、チラシ等でのルビ表示

　　やさしい日本語表記　　ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用　　障がい者団体の予約を優先　　障がい者専用事業、開放、イベントの実施　　受付やトレーニング室に杖置きを設置　　トレーニング室のマシンのスイッチに、点字シールを貼付　　視覚障がいのある方の当センターカードに点字シールを貼付　　車いす導線にて施設内のレイアウト見直し＜コロナ禍対策＞　　　◎接客・事業　　　　コロナ禍で誰もが不安を感じる中、スポーツセンター内では笑顔になっていただけるように、声掛けや話し方を工夫する。 タッチやスキンシップが困難なため、マスク着用でも満面のスマイルを大切にボディーランゲージと声掛けでコミュニケーションを積極的に図る。　　　◎受付・申込　　　　事業申込は、電話での申し込みをOKとし、参加者の負担軽減を図った。 また問合せ電話でも、事業案内を行い、その場で申し込みを受け付けた。 施設利用申込書や事業申込書はホームページからダウンロードできるようにしている。（２）① 利用方法諸手続きの説明については、受付で利用案内を手渡し丁寧に説明している。② 予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施している。③ 申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。④ 日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に整備している。⑤ 諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合って状況確認するとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。⑥ 利用の承認及びその取消については、条例、管理規則に基づき、適正に実施している。⑦ 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については条例、管理規則に基づき、適正に実施している。 | A | （１）①休館日を毎週火曜日及び休日の翌日としている。②体育館及びトレーニング室の利用時間を午前10時から午後8時までとし、会議室・多目的室の利用時間を午前9時半から午後8時30分までとしている。③やむを得ない事由を除く休日の変更はなし。④ホームページの全ページルビ及び、読み上げ対応についての作業も今年度中に完了予定である。加えて、施設各所に点字表記を行うとともに、館内掲示、チラシ等へのルビ表記、やさしい日本語表記、ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用など、障がい者等の利用に際して合理的な配慮を行っている。また、利用者の意見を可能な範囲で取り入れサービスを提供することができている。また、コロナの影響で不安になる利用者に対し安心していただくよう意識した接客に努めている。事業の申込においても利用者が効率的に申込できるように対応している。　以上のことから、概ね障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っていると判断される。（２）①利用方法諸手続きの説明について、受付で利用案内を手渡し説明している。②予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施している。③申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。④日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に報告している。⑤諸整備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合いし状況確認をするとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。⑥利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。⑦入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。以上のことから、概ね利用の承認、その取消、その他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。 | A | **・施設ホームページのさら****なる充実のために、HP内で****施設空き状況が分かるよう****な機能等の導入など引き続****き検討いただきたい。** |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか・利用環境の継続性確保について①教室等を引き続き実施すること（募集要項別添２）②教室等のＰＤＣＡを実施すること（募集要項別添３）③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施すること・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保すること②障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制が確保すること③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図ること | （１）・利用環境の継続性確保について1. 募集要項別添2に基づき教室などを引き続き実施している。コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を半減にしての実施となったが、可能な限り開催数を増やし（2部制を3部制に増設するなど）一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。

（再掲）・あいあいプラザ祭り（中止）※「パラスポーツ体験＆ファミリー開放」「卓球マシン開放」を代替イベントとして開催した。② 教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる。（年2回）　　1回目　12月　　2回目　3月（活動展）　昨年度に新設したサウンドテーブルテニス体験会の参加者（視覚障がい：箕面市）が、練習を重ね5月の大阪府障がい者スポーツ大会に初出場。その後も意欲的に取り組まれているため、大阪府立障がい者交流促進センターと連携して練習会にも参加されるなど行動の幅が大きく広がった。また、卓球事業の参加者（身体：箕面市）は、初めて全国障害者スポーツ大会に出場され見事金メダルを獲得され、機関紙のチャレンジに手記を掲載した。③ 教室・講師等の大きな変更がないため、利用者説明会は開催していない。 軽微な変更については、定期的に関係者に個別に相談を行っている。① 府立障がい者交流促進センターから事業の内容・募集方法・支援学校との連携などについて助言をいただいた。 連携事業として「大阪府障がい者スポーツ大会」の陸上・FD・卓球競技、「全国障害者スポーツ大会」のFD競技への指導員の派遣や、「全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会」、「大阪府教員障がい者スポーツ研修(8/1：稲スポーツセンター)」を稲スポーツセンターで開催するなどした。　　1. 国際障害者交流センターから事業について助言をいただき、利用者への対応や、事業メニューを工夫するなどし、既存事業を開催した。
2. 豊中支援学校の陸上クラブの指導に加えて、本年度より新たに吹田支援学校バスケットボールクラブ、むらの高等支援学校のパラスポーツ（STT、FD、ボッチャ）指導を行った。

 小・中・高等学校へ障がい者スポーツの備品を貸出した。（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施） パラアスリートの車いすバスケットボールチーム「カクテル」や「スーパーフェニックス」が学校で指導する際に備品貸出で協力した。【出前事業件数等推移表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 出前事業校数 | 出前事業件数（合計） |
| Ｒ２ | 1校 | 2回 |
| Ｒ３ | 3校 | 8回 |
| Ｒ４ | 4校 | 20回 |

　　　　また、今夏には箕面市立の支援学級教員と共に、同学級生徒が参加するボッチャ・フライングディスク等による交流会を企画し、将来的な障がい者スポーツ人口の増加や稲スポーツセンターの利用者増加をめざした。　　（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） | A | （１）・利用環境の継続性の確保について①募集要項別添２に基づいて作成した「稲スポーツセンター事業計画（参考資料１参照）」のとおり引き続き実施している。②教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施している。（参考５-1「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査結果」参照）　昨年度に新設したサウンドテーブルテニス体験会の参加者が練習を重ね、大阪府障がい者スポーツ大会に初出場するとともに障がい者交流促進センターと連携し練習会等にも参加したりするなど活動の幅を広げる機会を作った。　③必要に応じて定期的に相談を実施している。以上のことから、概ね、利用環境の継続性が確保できていると判断される。・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言を得て、多数の事業を実施している。また、指導員を「大阪府障がい者スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」へ派遣したり、「大阪府教員障がい者スポーツ研修」を実施したりするなど、連携体制を確保している。②国際障害者交流センター（ビッグアイ）から助言を得て、事業に反映させた。③支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員を派遣したり、障がい者スポーツの備品を貸出したりするなど、地域活動の展開を図っている。また、下表のとおり出前事業件数等については新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、出前事業校数及び出前事業件数（合計）も増加傾向にある。【出前事業件数等推移表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 出前事業校数 | 出前事業件数（合計） |
| Ｒ２ | 1校 | 2回 |
| Ｒ３ | 3校 | 8回 |
| Ｒ４ | 4校 | 20回 |

　箕面市立の支援学級交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催には至らなかったものの、将来的な障がい者スポーツ人口の増加や稲スポーツセンターの利用者増加をめざす取組みを教員と企画した。　以上のことから、概ね障がい者スポーツ等活動・広域拠点性が確保できていると判断される。 | A | **・新型コロナウイルス感染****症流行下の中でも、新規利****用者の獲得を図るべく北****摂の自治体にチラシの配****架依頼に回る等の取組み****については、高く評価でき****る。****・知的障がい以外の障がい種別の利用機会を増やせるよう、また、障がいのあるなしに関わらず全ての府民からより多くの利用者を確保する取組みを継続的に実施されたい。** |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか③その他の関係機関との連携体制が確保されているか【再掲】・ビッグアイ、ファインプラザ大阪から助言等を得る・支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等を実施 | （２）① 上級障害者スポーツ指導員1名 中級障害者スポーツ指導員1名初級障害者スポーツ指導員1名： 稲スポーツセンターで10年間の指導経験ありその他の障がい者スポーツ指導経験者　 1名： 初級障害者スポーツ指導員養成講習会 講師、保健体育教員免許（中・高）を配置② 大阪府立障がい者交流促進センター勤務経験者2名を配置。※ 同センター勤務時に「共に生きる障がい者展」や「全スポ大阪府選手団合宿」などで国際障害者交流センターの活動経験あり。）③【再掲】府立障がい者交流促進センターから事業の内容・募集方法・支援学校との連携などについて助言をいただいた。連携事業として「大阪府障がい者スポーツ大会」の陸上・FD・卓球競技、「全国障害者スポーツ大会」のFD競技への指導員の派遣や、「全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会」、「大阪府教員障がい者スポーツ研修(8/1)」を稲スポーツセンターで開催するなどした。　　国際障害者交流センターから事業について助言をいただき、利用者への対応や、事業メニューを工夫するなどし、既存事業を開催した。豊中支援学校の陸上クラブの指導に加えて、本年度より新たに吹田支援学校バスケットボールクラブ、むらの高等支援学校のパラスポーツ（STT、FD、ボッチャ）の指導を行った。小・中・高等学校への障がい者スポーツの備品を貸出した。（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施）パラアスリートの車いすバスケットボールチーム「カクテル」や「スーパーフェニックス」が学校で指導する際に備品貸出で協力した。大阪府教員障がい者スポーツ研修を開催した。（府内小・中・高・支援学校教員対象：8/1） |  | （２）①中級障がい者スポーツ指導員等の有資格者を2名以上、障がい者スポーツ指導経験者を1名以上配置している。②大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名以上を配置している。その職員が国際障害者交流センター（ビッグアイ）で開催されるイベント等への従事経験があり、両施設との連携を担っている。③【再掲】・「大阪府障がい者スポーツ大会」「全国障害者スポーツ大会」への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣や、教員向けの研修会等を実施している。・国際障害者交流センターからの助言を基に利用者対応や事業メニューを工夫するなどの活用を実施している。・支援学校への職員の派遣や障がい者スポーツ備品の貸出しなどの協力を行っている。　以上のことから、概ね専門性・連携体制が確保されていると判断される。 |  |  |
| （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか・教室等のＰＤＣＡを実施すること（別添３）【再掲】・利用者の満足度向上に努める取組（利用者からの苦情や要望、満足度適宜把握し、府に報告する等）・業務や経理に関する資料や報告書などを半期ごとに提出すること（４）障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか | （３）・ 教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる。（年2回）1回目：12月／2回目：3月 アンケート用紙は、やさしい日本語でルビを振り、わかりやすさを工夫。 回答欄には、「わるい」「とてもわるい」などの選択肢を入れ、マイナス回答ができるようにするとともに、「不安」や「不満」の記載欄がある。・ R3年度のアンケートで、トイレ便座消毒の要望があり、アルコール便座クリーナを設置した。介助者の方から体育館の時計が見にくいとの意見があり、1台増設した。時計設置に合わせて体育館に温湿度計を設置し、熱中症対策を強化した。・ 「利用者ご意見箱」の設置（1階、2階：常設） 日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも聞き取りをし、改善に努めた。・ 府への資料や報告書の提出は、必要に応じ適切に実施している。・ アンケートへの対応については、館内掲示するなどしてフィードバックしている。（４）LINEによる情報発信をスタート（9/1～）　　ホームページの全ページルビ及び読み上げ対応を作業中機関紙「チャレンジ」を年3回継続して発刊し、事業の紹介や案内を実施ホームページ上に利用申込書の様式等を掲載ホームページで利用案内、事業案内及び事業実施報告を実施ホームページの文字サイズ及び背景色変更に対応北摂の自治体障がい者福祉担当課に事業案内チラシを持参館内掲示、チラシ等でのルビ表示やさしい日本語表記ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用障がい者団体の予約を優先障がい者専用事業、開放、イベントの実施受付やトレーニング室に杖置きを設置　トレーニング室のマシンのスイッチに、点字シールを貼付　視覚障がいのある方の当センターカードに点字シールを貼付車いす導線にて施設内のレイアウト見直し |  | （３）　教室参加者に対して、「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」の実施や、「利用者ご意見箱」の設置を行い、利用者の声を聞き取っている。　これらのアンケートの結果を管理運営等に反映させるなど適切に対応している。　また、対応結果を府へ報告するとともに、館内に掲示するなどフィードバックも実施している。　以上のことから、概ね利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能していると判断される。（４）令和4年9月1日より新たにLINEによる事業の開始案内や体育館の空き状況等の情報発信をスタートし、利用者からも好評を得ている。加えて、北摂の自治体障がい者福祉担当課に事業案内チラシを持参し新規開拓を図るべく事業周知に努めている。また、機関紙「チャレンジ」（参考資料６参照）を継続して発刊し、事業の紹介や案内を改善し実施するほか、ホームページで利用案内と事業案内を実施している。　さらにホームページ上に利用申込書の様式を掲載したり、文字サイズ及び背景色の変更に対応したりするなど、利用者にとってより良いホームページとなるよう努めている。　以上のことから、概ね障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティングに関する業務が適切に行われていると判断される。 |  |  |
| ４施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか①　電気、機械設備運転及び保安管理業務②　清掃業務③　樹木・植栽の管理④　防火管理業務⑤　設備・機器保守点検業務⑥　その他施設の良好な維持管理に必要な業務等（２）利用者の安全対策は万全か（３）緊急時の危機管理体制を整備しているか | （１）① 専門業者による保守点検受変電設備点検（年1回）　 5月、8月、11月吸収式冷温水機保守点検（年4回）　　4/23、8/6、11/16、3/空調設備点検（年2回）　　 5/26、10/20昇降機保守点検（年12回） 4/13、5/23、6/22、7/11、8/5、9/8、10/20、11/10、12/1、1/、2/、3/自動扉保守点検（年3回） 4/9、8/15、12/9　　　　② 日常清掃の実施（休館日を除く毎日）体育館、トレーニング室、会議室、多目的室、ロビー、廊下、階段、受付、事務所、エレベーター、談話室、トイレ、更衣室、シャワー室、玄関、駐車場、外周 専門業者によるワックス清掃体育館ワックス清掃（年12回）4/12、5/10、6/14、7/12、8/9、9/13、10/11、11/8、12/13、1/、2/、3/館内廊下、ロビー、会議室、多目的室など（年6回）4/12、6/14、8/9、10/11、12/13、2/ 定期清掃空調設備フィルター清掃（年3回）就労支援B型に委託定期施設清掃（年2回）　消毒施設消毒　 ドア、ロッカー、机、ベンチ、洗面台、マシン、エレベーター、自販機などを消毒使用備品など消毒 トランポリン、ラケット、ボール、ネット、楽器、卓球台、ピン球など使用した物品を消毒③ 専門業者に委託　除草、剪定、高木剪定道路側法面除草（年3回）：就労支援B型に委託駐車場外周除草（年2回）：INA職業支援センターに委託寄せ植えプランター17個（年4回）：INA職業支援センターに委託その他除草（草払い機で適宜除草）④ 法令に基づき、防火管理者を選任し、専門業者に委託し消防設備点検を実施するとともに、消防・防災訓練を年2回実施（　1回目　5/9実施　　2回目　2/13　　）⑤ 消防設備点検（年1回）トレーニング機器点検（日常・定期）日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努める⑥ 日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努めるとともに、専門業者に委託し適切に維持管理を実施※大阪府「工賃向上計画」に協力している就労支援B型に協力INA職業支援センターの職業訓練に協力（２）① 毎日開館前に目視による施設安全点検を実施、開館後は随時館内外を巡視② 安全に施設を利用していただくために、初回トレーニング講習会を実施③ 全職員対象に、消防訓練、防災訓練を実施（年2回）④ 全職員を対象に、蘇生法ダミー人形、AEDトレーナーを使用したCPR研修を実施（年4回）⑤ 危機管理マニュアルに基づき緊急時連絡体制館内放送、警察・消防通報への通報マニュアルを整備地震・台風・火災のマニュアルを整備⑥ 消防計画の作成⑦ 消防設備点検の実施（３）「稲スポーツセンター危機管理マニュアル」に基づき適切整備 | A | （１）①電気、機械設備運転及び保安管理業務については、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。②清掃業務については、日常清掃の実施、専門業者によるワックス清掃をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策として消毒等を実施している。③樹木・植栽の管理については業務委託を行い、良好な状態を維持している。④防火管理業務について、法令に基づき実施している。⑤設備・機器保守点検業務について、適切に保守点検を実施している。⑥その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を行ったり、日常点検・定期点検を計画的に実施したりするなど、適切に実施している。（２）・毎日の開館前の施設安全点検実施及び開館後の巡視を行っている。・初めて利用者への初回トレーニング講習会や、全職員を対象とした防災訓練やＣＰＲ研修等を実施している。・危機管理マニュアルに基づき緊急時体制を確立している。　以上のことから、概ね利用者の安全対策は万全であると判断される。（３）緊急時の危機管理体制を危機管理マニュアルに基づき適切に整備している。　以上のことから、概ね緊急時の危機管理体制を整備していると判断される。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか①　府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）②　知的障がい者の継続雇用の取組み③　省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応④　その他の社会情勢等による府からの要請に適切に対応しているか。 | （１）① 府からの要請に適切に対応 館内へのポスターの掲示等「障がい者週間」の啓発に努めた。府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターや案内にも積極的に協力した。 また、スポーツ、文化教室の紹介掲示、機関誌の発行による広報等を積極的に対応するとともに、教室の継続性、他施設との連携を行うなど広域的拠点としても積極的に取り組んだ。② 前指定管理者が雇用していた従事者を継続雇用している。勤務状況は、まじめで丁寧に業務をこなし、遅刻等もなく、極めて良好である。また、元在籍していた事業所が近隣に位置していることによる安心感や、当施設職員からの声掛けなどもあることから、職場環境整備等支援組織の活用の必要性は感じない。 今後、必要が生じた場合は、活用を検討する。　③ 電気、水、化石燃料等の使用料の低減に取り組む　エコスタイルの実施　冷暖房期間の温度設定を適切に管理　グリーン購入の推進　エコドライブの励行　ゴミ分別の徹底　プリンターインクカートリッジ回収　　④ 府からの要請に適切に対応　　　　新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる休館や時短開館の措置、消毒や換気の徹底、対策を講じた教室開催など、府からの協議に迅速かつ徹底して対応している。 | A | （１）①「障がい者週間」の啓発をはじめ府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターの掲示やパンフレットの配架等にも積極的に協力している。②前指定管理期間から雇用されていた従事者を継続雇用しており、良好な実施状況である。職場環境整備等支援組織の活用については、継続雇用している現従事者が、勤務状態が極めて良好であることに加え、現従事者が元在籍していた事業所からのフォロー等もあり今年度においては活用の必要性がなかったもの。③省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、エコスタイルの実施や冷暖房期間の温度設計を適切に管理する等の対応を行っている。④その他の社会情勢等（新型コロナウイルス対策など）による府からの要請についても迅速かつ適切に対応している。　以上のことから、概ね府の協力要請に対応していると判断される。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |
| ６収支計画の内容、適格性および実現の程度 | （１）事業収支の計画は妥当か | （１）新型コロナウイルスの影響は、臨時休館がなくやや落ち着きを取り戻しつつある。しかしエネルギー価格の高騰をはじめ、物価の高騰が多岐にわたり先の見通せない状況にある。事業参加者等への影響は最低限に抑えながら、省エネや経費削減に努めている。 | A | （１）　新型コロナウイルスの影響については、今年度は感染症流行による臨時休館がなく若干の落ち着きを取り戻しつつあるが、未だ当初予定ほどの利用者数の回復には至っていない。加えてエネルギー価格の高騰をはじめとした物価高の影響が続いているところであるが、このような状況下においても事業参加者への影響を最低限に抑えながら省エネや経費削減に努めていることを確認している。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか（２）職員採用、確保の方策は適切か（３）職員の指導育成や研修体制は十分か | （１）上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員を配置し、身体障害者福祉センターA型の機能を確保。障がい者スポーツ指導員を中心に各種事業はもとよりトレーニング指導や相談に応じている。前年度に引き続き原則として終日2名配置を実施し、必要に応じ配置人員を増やし利用者の安全確保に努めている。（２）「公正な採用選考のために」に基づき採用（３）職員研修体制に基づき適切に実施安全管理研修会 5/9　9/3　12/25　2/13（予定）消防訓練 5/9　2/13（予定）指導研修 5/7・2/13（予定） (随時)人権研修 5/7 2/13（予定）危機管理研修 5/7 2/13（予定）アルバイト研修 随時資格更新研修 随時個人情報保護研修 5/7 2/13（予定）環境関係研修 2/13（予定） | A | （１）　職員には上級、中級、初級障がい者スポーツ指導員の資格を有する者を配置し、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保している。　原則として終日2名以上の配置を実施し、必要に応じて配置数を増やし利用者の安全確保に努めている。　以上のことから、概ね職員体制について十分であると判断される。（２）職員採用、確保の方策については、府「公正な採用選考のために」に基づき採用している。　以上のことから、概ね職員採用、確保の方策は適正であると判断される。（３）　職員の指導体制や研修体制については、「管理体制計画書３職員研修体制（参考資料２）参照」に基づき適切に実施している。　以上のことから、概ね職員の指導育成や研修体制は十分であると判断される。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 令和4年度決算終了後に報告書を提出します。 | A | 　会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | A | **・特段の指摘、提言なし。** |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総　合　評　価（最終評価） | Ⅱ |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和４年度評価 | A |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ３年度は総合評価、Ｒ４年度は最終評価をする。